

軽費老人ホーム  
ケアハウスサンリッチ屋島

《重要事項説明書》

社会福祉法人瑞祥会

ケアハウスサンリッチ屋島は、ご利用者に対して入居契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 設立法人

<法人名> 社会福祉法人 瑞祥会

<代表者> 理事長 樫村 恵子

<創立年> 昭和 58 年 3 月

<開設施設>特別養護老人ホーム湊荘	香川県東かがわ市白鳥
特別養護老人ホーム引田荘	香川県東かがわ市引田
老人保健施設リリックケアセンター	香川県東かがわ市湊
ケアハウスサンリッチ屋島	香川県高松市
ケアハウスサンパール白鳥	香川県東かがわ市白鳥
グループホームあじさい	香川県東かがわ市引田
身体障害者療護施設サン未来	香川県高松市
グループホーム真珠の湯	香川県高松市
真珠の湯デイサービスセンター	香川県高松市
小規模多機能型居宅介護 駅前やすらぎ処	香川県東かがわ市松原
高齢者複合施設すずかけの径	香川県高松市
高齢者複合施設ライムライト	香川県さぬき市志度
高齢者複合施設花らんまん	香川県高松市
<関連施設>老人保健施設サンライズ屋島	香川県高松市

2. 事業所の概要

事業所の種類	軽費老人ホーム（ケアハウス）
事業所名	ケアハウスサンリッチ屋島
所在地	香川県高松市新田町甲 2 7 1 9 番地
電話番号	0 8 7 - 8 4 1 - 7 0 0 6
F A X 番号	0 8 7 - 8 4 1 - 7 0 3 3

施設長	堀川 明紀
設立日	平成8年5月
職員	施設長 1名 事務員 2名 (介護職員と兼務) 介護職員 3名 (事務員、他職種と兼務) 栄養士 1名 調理員 1名

### 3. 事業所の設備概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。※全館スプリンクラー完備

定員	30名		
居室・設備の種類	室数	備考	
個室	A	26室	冷暖房完備・流し台・電磁調理器・洗面台 洋式トイレ・テレビ用コンセント・非常通報 装置・電話引込可能・押入れ・ベランダ
	B	3室	冷暖房完備・流し台・電磁調理器・洗面台 洋式トイレ・テレビ用コンセント・非常通報 装置・電話引込可能・押入れ・ベランダ
食堂		1室	冷暖房完備
浴室		2室	一般浴・特別浴室 ※特別浴室は施設職員による介護サービス を利用していない方は使用できません。
機能訓練室		1室	平行棒・エアロバイク・プーリー
談話室		2室	冷暖房完備
洗濯室		2室	3階洗濯室にコインランドリー有

## 第1章 総則

### <契約期間>

1. 契約期間は、契約を締結した日から退居するまでの期間となります。
2. ご利用者が入居中に心身の異常、認知症等で重篤な症状を呈し、他の利用者に迷惑をかけた、さらに介護保険制度内外の外部サービスを利用したりしても施設での生活が困難な状況になったときは特定サービスを受ける、若しくは退居しなければなりません。但し、特定サービス利用に関しては定員や利用条件等がありますので、全ての要望をお受けすることはできません。

### <利用権>

1. 契約した居室は、ご利用者の居住以外の目的には使用できません。
2. ご利用者が医療施設に3ヶ月を超えて入院されるときは居室の利用について施設長とご協議ください。

#### <運営規程>

1. 施設は共同生活の場でありますので、お互いに規律を守り、親睦を深めて他人の迷惑になるような言動は避けてください。
2. 外出、外泊は自由ですが、室の管理や防災上からもお出かけの際は外出簿に記入のうえ、事務所職員にひと声おかけください。
3. 外出、外泊で食事が不要のときは、3日前までに申し出ていただければ食事料を控除します。ただし、入院のときはその日より食事料を控除します。
4. 外部からの来訪者については、受付の来訪者名簿にご記入ください。
5. 利用者以外の宿泊者については、施設長の承認を得てください。なお、外来者については食事の提供及び浴室の使用はできません。
6. 食事は、3食とも食堂でお願いします。病気等により食堂で食事ができないときは申し出てください。
7. 自動車、バイク、自転車、老人車などは指定の場所に整然と保管してください。ただし、自動車及びオートバイクの駐車には費用がかかります。

#### <禁止事項>

1. 施設内では次のような行為は禁止します。
  - イ. 喧嘩、口論、暴力、中傷、泥酔、大声、奇声或いは威圧的言動で他人に迷惑を及ぼすこと。
  - ロ. 建物、備品、樹木等を損傷すること。
  - ハ. 犬、猫等ペットを飼育すること。
  - ニ. 施設内で特定の宗教活動や政治活動を行うこと。
  - ホ. ベランダに通行の障害になるような重量物や大きな物品を置くこと。
  - ヘ. その他施設の秩序や風紀を乱す等、平穏な共同生活に支障を及ぼすようなこと。
  - ト. 所定の場所以外で喫煙すること。施設建物内は禁煙です。
  - チ. 居室内に石油類、引火、発火の恐れのあるもの、ろうそくなど持ち込むこと。

## 第2章 各種サービスと利用料

#### <各種サービス>

1. 当施設は、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
  - イ. 生活相談及び助言
  - ロ. 余暇活動
  - ハ. 食事の提供
  - ニ. 毎日の入浴
  - ホ. 災害、疾病等緊急時の対応
  - ヘ. ご利用者が希望し、施設が認めた付加的サービス
  - ト. 退居時に他の施設への斡旋
  - チ. その他必要とされるサービス

#### <利用料>

1. 利用料金の詳細については、別紙【利用料金表】と同様にて掲げております。

2. 施設長はご利用者に対し、「生活費」、「サービス提供に要する費用」、「管理費」、「冬季加算（11月～3月）」、「居室内光熱水費」、付加的サービスに要した費用を翌月10日に請求します。ご利用者は請求月の20日に指定金融機関からの口座振替になります。振替手数料は支払者の方でご負担下さい。
3. 居室内で使用した電気、水道料のほかご使用になった電話料等のご利用者の負担となります。
4. 入院や外泊等で不在であった場合において、「サービスの提供に要する費用」「管理費」は全額ご負担いただき、「生活費」については欠食した相当分を減額します。
5. ご利用者は、サービス提供に要する費用の決定のために、契約締結時及び入居後、毎年の基本利用料改定時に速やかに収入申告書及び収入支出についての挙証書類を、施設長に提出していただきます。
6. 「生活費」「サービスの提供に要する費用」は高松市の要綱により改定される場合があります、その時は遡って清算する場合があります。

### 第3章 施設設備の利用

#### <施設及び設備の利用>

ご利用者は、居室、共用施設並びにすべての施設内設備を利用するにあたり、それぞれの用途に従い、善良な管理者の注意をもって利用していただきます。

#### <衛生保持と環境保全>

1. ご利用者は、居室内の清潔、整頓等の衛生保持に努めるとともに施設の環境保全にご協力ください。
2. ご利用者は、日頃、自分の健康に十分留意し、異常を認めたときは早めに申し出てください。
3. 居室の清掃は、各自で行い、布団類の乾燥、下着類の洗濯等常に清潔を心掛け、施設内外の清掃、除草など環境美化に協力してください。
4. ゴミ、不用品等は所定の場所以外には捨てないでください。粗大ゴミ、電気製品、マット等高松市が定めた廃棄物の処理、及び引越や片付けの際に出される大量のゴミ類は別途有料になります。

#### <動物の飼育>

施設内で犬、猫等の動物は飼育できません。ただし施設長の許可があれば、小鳥や鑑賞魚は飼育することができます。この場合、他人の迷惑にならないようにするとともに飼育についての全責任を負っていただきます。

#### <防災・防犯>

1. アイロン、アンカ、コタツ等またエアコンの消し忘れがないよう、火災防止には十分注意してください。ストーブ類の使用は禁止です。
2. 火災等非常事態が発生したときは、直ちに職員に連絡し、またお互いに声をかけあつて避難してください。なお、非常通報装置は緊急非常時以外には使用しないでください。
3. 貴重品は、各自が十分注意して保管してください。廊下など共用部分は、一般部外者も通行しますので居室を離れるときは施錠してください。

4. 居室の鍵は各自で確実に保管してください。紛失したときは取り替えの実費をいただくことになります。

#### <居室への立入り>

施設長は、居室の保全、衛生、防犯、防災その他管理上必要がある場合に、ご利用者の承諾を得ていつでも居室に立ち入ることができます。また不在や緊急の場合、或いは心身の異常等ご利用者の判断に拠りがたいときは無断で居室に立ち入ることがあります。

#### <居室の変更>

以下の場合、居室の変更をすることがあります。

1. ご利用者の心身の障害により、居室の変更が必要と認められる場合。
2. ご利用者の一身上の都合、或いは生活上の理由により、ご利用者から居室変更の申し出があり、特にやむを得ないと施設長が判断した場合。

### 第4章 管理者の義務

1. 施設長及び職員は、サービスの提供にあたり、ご利用者の生命、身体、生活環境の安全とその確保に全力を尽くします。
2. ご利用者の体調や健康管理については常に配慮して参ります。
3. 不慮の災害に備えて、避難救出の訓練を定期的に行います。
4. ご利用者の心身の状況等は随時、そのご家族に対し連絡します。
5. 施設長及び職員は、正当な理由がなくご利用者の秘密は洩らしません。また個人情報を用いる場合にはあらかじめご利用者またはその家族の同意を得ます。
6. 施設長は、ご利用者からの相談、苦情には迅速に対応し、解決に努めます。

### 第5章 ご利用者の義務

#### <原状回復の義務>

1. ご利用者が故意又は過失によって施設及び施設の備品に汚損、破損、滅失を与え、または無断で形状を変更したときには、ご利用者の責任において費用を支払い、原状に復するか、または施設が原状回復に要した費用を支払っていただきます。
2. ご利用者が退居もしくは居室の変更等で居室を明け渡すときは、使用していた居室の原状回復に要する費用を別途両者の協議により負担していただくものとします。

#### <通知義務>

1. ご利用者は連帯保証人、身元引受人、代理人等について契約書に記載の事項に変更があった場合は、速やかに施設長に通知してください。
2. 医療施設に通院、入院される時は施設長に症状をお知らせください。

## 第6章 契約の解除

### <ご利用者からの解除>

1. ご利用者が入居契約を解除する場合は、30日以上予告期間をもって契約解除届を施設長に提出してください。
2. ご利用者は、契約解除の日までにすべてのお荷物を搬出していただきますが、間に合わないときは施設長にご相談ください。

### <施設長からの解除>

1. 施設長は、ご利用者が以下の各号に該当する場合は、契約を解除することができます。
  - イ. 不正または虚偽の届け出をして入居したとき
  - ロ. 正当な理由がなく利用料を3ヶ月以上滞納したとき
  - ハ. 精神的疾患及びご利用者の嗜癖等により、他の利用者の生活、健康または施設の運営に重大な影響を及ぼすとき
  - ニ. 金銭管理、各種サービスの利用について、ご利用者が自己判断ができなくなったとき
  - ホ. 再三の注意にもかかわらず、運営規程を遵守しないとき
  - ヘ. ご利用者が他の利用者、もしくは職員に対し、その人の名誉を傷つけたり、共同生活の秩序を乱したりして迷惑をかけるとき
2. ご利用者は、施設長が契約解除の通告をした場合には、遅滞なく居室を明け渡さなければなりません。
3. ご利用者の死亡により契約が終了した場合は、その家族または身元引受人にその旨を通知して所有物の一切の処置を委ねます。
4. ご利用者の荷物の保管、または処理に費用を要したときはその家族または連帯保証人にその費用を請求します。

### <料金の精算>

1. 契約が解除された場合は、契約解除日を基準に料金を精算します。管理費は日割、生活費は食費を除いて日割、居室光熱費は使用量に応じて計算させていただきます。サービスの提供に要する費用は毎月1日現在で契約している場合は1月分をいただくことになりますので、月途中の契約解除の場合、返金することはできません。

## 第7章 連帯保証人、身元引受人

1. ご利用者は入居に際し、1名の連帯保証人と、1名の身元引受人を定めていただきます。
2. 連帯保証人は、ご利用者に債務不履行があった場合、連帯して履行の責任を負うこととなります。
3. 身元引受人は、ご利用者に疾病、負傷、死亡等事故があるときは、直ちにご利用者の身柄を引取る責任を負います。
4. ご利用者は、連帯保証人、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失した場合には、施設長に遅滞なく通知して新たな連帯保証人、身元引受人を立てていただきます。

5. ご利用者が連帯保証人、身元引受人を立て難いと施設長が認めた場合は、ご利用者と施設長において書面による約定を交わしていただきます。

## 第8章 苦情の受付について

### 1. 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者)
  - 職・氏名 生活相談員 一村 正也
  - 受付時間 8:00～17:30
- 苦情解決責任者
  - 職・氏名 施設長 堀川 明紀
- 第三者委員
  - 職 名 社会福祉法人瑞祥会 評議員
  - 氏 名 横山 明美【087-841-5638】
  - 職 名 社会福祉法人瑞祥会 評議員
  - 氏 名 村井 久子【087-841-3376】

## 第9章 その他

### <生活プログラム>

1. 1日の生活プログラムは次のとおりです。ただし、行事の都合、機器の故障等やむを得ない都合で変更することがあります。

6:00	正面玄関開錠
7:30～8:30	朝食
12:00～13:00	昼食
13:00～21:00	入浴 ※性別等により利用時間帯の調整有
17:30	正面玄関施錠
17:30～18:30	夕食

2. ご利用者は、法令の定めるところにより施設が実施する災害非難訓練、防災機器の点検には積極的にご参加ください。

### <誠意処理>

入居契約に定められていない事項、及び本書について疑義のあるときは、ご利用者と施設長相互において誠意をもって協議し、解決することとします。

令和 年 月 日

ケアハウスサンリッチ屋島の入居契約に際して、本書面により重要事項の説明を行いました。

説明者 印

私は、本書面に基づいてケアハウスサンリッチ屋島の入居契約の重要事項の説明を受け、同意致しました。

契約者 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

身元引受人 住所  
氏名 印